

佐賀県議会傍聴規則等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀県議会傍聴規則（昭和63年佐賀県議会規則第1号。以下「傍聴規則」という。）及び佐賀県議会委員会条例（昭和31年佐賀県条例第28号。以下「委員会条例」という。）に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴できる会議)

第2条 傍聴できる会議は、本会議、常任委員会、特別委員会とする。

(委員会の傍聴の申込み)

第3条 常任委員会又は特別委員会（以下「委員会」という。）の一般席で傍聴しようとする者は、委員会傍聴許可申請書（様式第1号）を委員長へ提出し、許可を受けなければならない。

2 委員会の一般席で傍聴しようとする者は、同一の時間帯に開催される他の委員会の傍聴を同時に申し込むことはできない。

3 第1項における委員会傍聴許可申請書は、申込順に受け付けるものとする。

4 第1項で許可を受けた場合、本要綱第4条及び傍聴規則第6条の規定を準用する。

(傍聴券の交付及び返還場所)

第4条 傍聴規則第5条第2項に規定する傍聴券は、議会棟1階の傍聴受付で交付するものとする。

2 傍聴規則第7条に規定する傍聴券の返還は、前項と同じ場所で行うものとする。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は次のとおりとする。

なお、車椅子利用者の傍聴については1人につき2席分として取り扱う。

県政記者席 佐賀県政記者クラブに加盟する社数以内に限る

第1委員会室 記者席は3席、一般傍聴人は15席

第2委員会室 記者席は7席、一般傍聴人は15席

第3委員会室 記者席は3席、一般傍聴人は10席

第4委員会室 記者席は38席、一般傍聴人は35席

(所持品等の検査)

第6条 議長又は委員長は、本要綱第8条及び傍聴規則第9条に該当するかどうかを判断するため、係員に、傍聴人の所持品等について質問若しくは検査させることができる。

2 前項の検査を拒む者又は携帯品等が確認できない者については、傍聴させないことができる。

(撮影等の許可)

第7条 傍聴規則第11条第1項の許可を受けようとする者は、議会棟1階の総務課で手続きを行うものとする。

2 委員会の場合は、委員会撮影等許可申請書(様式第2号)を委員長へ提出し、許可を受けなければならない。

3 前項で許可を受けた場合、委員会撮影等許可証の交付及び返還は、議会棟1階の総務課で行うものとする。

4 第2項で許可を受けた者は、委員会撮影等許可証を所持し、着用しなければならない。

5 第2項及び傍聴規則第11条第1項の許可申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 佐賀県政記者クラブに属する者

(2) 日本新聞協会会員社、日本民間放送連盟加盟社及び専門新聞協会加盟社に属する者

(3) 前各号に定める者のほか、定期的に機関紙を発行している団体に属する者

(委員会の一般席に入ることができない者)

第8条 委員会の一般席に入ることができない者とは、傍聴規則第9条に規定する者とする。

(乳幼児及び児童等の傍聴)

第9条 乳幼児又は児童等の傍聴については、保護者又は教職員等に引率されている場合に限り認める。

(委員会における傍聴人の守るべき事項)

第10条 委員会における傍聴人は、傍聴規則第10条の規定を遵守しなければならない。

(傍聴者の退場)

第11条 傍聴規則第14条又は委員会条例第15条第2項の規定により、議長又は委員長から退場を命ぜられた者は、一般傍聴席を明け渡し、速やかに退場しなければならない。

2 前項により退場を命ぜられた者は、退場を命ぜられた日に限り、再び入場することができない。

第12条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴の取扱いに関し必要な事項は、議長又は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。